

短期大学機関別認証評価等に関するQ&A

平成22年5月

独立行政法人

大学評価・学位授与機構

目 次

I 短期大学機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

- Q1 認証評価とは、認証評価機関が短期大学を認証することか。・・・ 1
- Q2 学年進行中の短期大学は評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q3 学科や専攻科を増設した場合、その学科・専攻科等が完成年度を迎えていなければ、評価を受けることができないのか。・・・ 1
- Q4 機構の認証評価の目的の一つである「短期大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各短期大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。・・・ 1

評価の基本的な方針

- Q5 機構が実施する認証評価の方針を示されたい。・・・ 2
- Q6 基本的な方針の一つである「短期大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、短期大学は、11の基準全てを「満たしている」ことが必要なのか。・・・ 2
- Q7 ピア・レビューを中心とした評価で、短期大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。・・・ 2
- Q8 機構の評価で各短期大学の特色（例えば、短期大学の建学理念、地域性、分野の特性等）を活かすことができるのか。・・・ 2
- Q9 併設短期大学であるため、大学の認証評価と同時の実施を検討しているが、大学機関別認証評価との相違点はあるのか。・・・ 3

評価の実施体制

- Q10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・ 3
- Q11 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。・・・ 3

評価の実施方法

- Q12 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 4
- Q13 機構の認証評価における短期大学の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。・・・ 4
- Q14 認証評価において、各短期大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義及び位置付けなのか。・・・ 4
- Q15 短期大学における自己評価について、「必要に応じて学科・専攻科等ごとに短期大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことを分析するのか。・・・ 4
- Q16 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 5
- Q17 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。・・・ 5
- Q18 機構から専攻科の認定を受けている短期大学の場合、当該専攻科に係る自己評価の負担は軽減されるのか。・・・ 5

評価のスケジュール

- Q19 評価の申請数が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・ 5
- Q20 機構の認証評価を受けようとする短期大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。・・・ 6
- Q21 過去に数回の類似の研修会等が開催されているが、今年度の研修内容では大きな変更内容や追加内容があるのか。・・・ 6
- Q22 機構が行う認証評価に関する説明会及び短期大学の自己評価担当者等に対する研修会は、評価の申請をしない短期大学も参加可能か。・・・ 6
- Q23 短期大学の自己評価担当者等に対する研修会には、どのような役職の者が出席すればよいのか。・・・ 6

評価結果の公表

- Q24 評価結果の公表の際は、短期大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。・・・ 6
- Q25 短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価結果で「基準を満たしていない短期大学」として社会に公表されるのか。・・・ 7
- Q26 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。・・・ 7
- Q27 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。・・・ 7

情報公開

- Q28 短期大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。・・・ 7
- Q29 評価結果の公表の際は、短期大学から提出された自己評価書を機構のウェブサイトに掲載されるとあるが、自己評価書本文中の資料・データ等もそのまま掲載されるのか。・・・ 8

評価費用

- Q30 評価費用の金額について教えてほしい。・・・ 8
- Q31 認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として「選択的評価事項」を定めているが、短期大学がこの評価を希望する場合は、評価費用が別途必要になるのか。・・・ 8
- Q32 評価費用については、学科数により金額が加算されることになっているが、専攻科数により金額が加算されることはないのか。また、学生の募集を学科単位でなく、専攻単位で行っているが、その場合でも評価費用の加算は学科当たりとなるのか。・・・ 8
- Q33 評価費用の支払いの期限はいつまでか。・・・ 8

評価の時期

- Q34 評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要とあるが、機構から何らかの周知があるのか。・・・ 9
- Q35 機構の評価を受けたが、次回の評価も機構で受ける場合は、何年度から申請が可能なのか。・・・ 9

追評価

- Q36 短期大学評価基準を満たしていないと判断された場合は、追評価において再度全ての基準について評価を受けることになるのか。・・・ 9
- Q37 追評価はどのような手続きで行うのか。・・・ 9
- Q38 追評価を受けた短期大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。・・・ 9
- Q39 追評価を受取る場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。・・・ 10

教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出

- Q40 「短期大学評価基準を満たした短期大学が、その教育研究活動等の内容に大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、大きな変更を行った場合は、追評価を受けなければならないのか。・・・10

短期大学評価基準の変更の手続き

- Q41 短期大学評価基準について、平成21年度実施分から基準の改訂があったと聞いているが、短期大学が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることがあるのか。・・・10

Ⅱ 短期大学評価基準について

はじめに（短期大学評価基準の性質）

- Q42 11の基準が一つでも満たされない場合、機構から改善指導等があるのか。・・・11
- Q43 一部の学科（専攻課程を含む。）の教員数が短期大学設置基準割れの場合は、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、短期大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いは、どのようなになるのか。・・・11
- Q44 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。・・・11
- Q45 国際連携や社会貢献も短期大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。・・・12
- Q46 平成21年度実施分から、基本的な観点における例示が削除されたのはなぜか。・・・12

基準1 短期大学の目的

- Q47 「短期大学の目的」について、短期大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、認証評価を受ける前に、改めて目的を作成する必要があるのか。・・・12
- Q48 公立大学法人の場合、「短期大学の目的」とは、公立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。・・・13
- Q49 観点1-1-①に係る自己評価の際には、短期大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。・・・13

基準2 教育研究組織（実施体制）

- Q50 観点2-1-④において、「短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等」とはあくまでも「短期大学附属」の施設、センター等のみを対象とするのか。例えば、学科の附属施設は含まれないのか。・・・13
- Q51 附属学校の初等中等教育活動に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。・・・14

基準3 教員及び教育支援者

- Q52 観点3-1-①における「教員組織編制の基本的な方針」とは、短期大学設置基準等のことを指すのか。または、各短期大学で方針を策定すべきことなのか。・・・14
- Q53 観点3-1-①に係る自己評価の際には、教員組織編制と授業科目の担当状況について記述するのか。・・・14

- Q54 観点 3-1-②に係る自己評価の際には、専任教員について分析すればよいのか。・・・14
- Q55 観点 3-1-②において、教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況について、全ての主要科目と配置状況を記述するのか。・・・14
- Q56 観点 3-1-③, 3-2-①について、学科等の性格により判断方法が異なってもよいのか。(全学で統一した判断方法若しくは全学と学科等の並列も考えられるか。)・・・15
- Q57 観点 3-2-①に関して、「教員人事」について、研究や実務を中心に採用、昇格等が行われている短期大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用、昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいのか。・・・15
- Q58 基準 3-3の「基礎となる研究活動が行われていること」とは、具体的に何を分析するのか。・・・15

基準 4 学生の受入

- Q59 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）とは、求める人材像や入学者選抜方針のいずれかを指すのか、双方を指すのか。・・・15
- Q60 観点 4-3-①に関して、「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、どのような状態を指すのか。・・・16

基準 5 教育内容及び方法

- Q61 教育課程は各学科、各専攻科ごとに分析するのか。・・・16
- Q62 観点 5-1-①に記載されている授業科目の適切な配置や教育課程の体系的な編成とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。・・・16
- Q63 別科を設置している場合については、短期大学士課程の基準に準じて評価することとされているが、短期大学士課程のところで自己評価書に記述すればよいのか。・・・16

基準 8 施設・設備

- Q64 観点 8-1-③でいう「施設・設備の運用に関する方針」とは、具体的にどのようなものか。・・・17
- Q65 施設等の財政措置を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の短期大学側の対応はどのようにするのか。・・・17

基準 10 財務

- Q66 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい短期大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。(具体的な改善策を示唆されるのか。)・・・17
- Q67 観点 10-2-①において、「適切な収支に係る計画等の策定」については、どのような視点から分析するのか。・・・17
- Q68 観点 10-2-①でいう「関係者」の範囲については、短期大学で判断してよいのか。・・・17
- Q69 観点 10-2-③でいう「資源配分」とは、端的に言えば、教育経費や研究経費、教育研究施設・設備経費などの予算あるいは経費の配分のことを指すと解してよいのか。・・・18
- Q70 観点 10-3-①において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。・・・18
- Q71 観点 10-3-②において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを分析するのか。また、短期大学の財務格付けのようなことを行うのか。・・・18
- Q72 公立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。・・・18

- Q73 短期大学の長年の姿勢により、消費収支の累積差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育活動経費との関係は、どのように評価するのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（例えば、負債比率、消費支出比率、人件費比率、教育研究経費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。・・・18
- Q74 資産や経常的収入の状況は、学校法人全体としての数字を示すことでよいか。・・・19
- Q75 例えば、公立短期大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しなければ財務の結果が分からないと考えられるが、法人として1年を経過しなくても評価を受けることはできるのか。・・・19
- Q76 大学と併設された短期大学の財務については、教職員が相互に補完し合う部分があるため、自己評価の際には4年制大学の状況も併せて記述する必要があるのか。・・・19

基準 11 管理運営

- Q77 観点 11-1-①において、公立短期大学、私立短期大学では、管理運営の状況が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。・・・19
- Q78 観点 11-1-①でいう「危機管理等」とは、どのような範囲を考えているのか。・・・19
- Q79 観点 11-1-④において、監事が適切な役割を果たしているかについて、どのような評価を考えているのか。また、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することでよいか。・・・20
- Q80 基準 11-2 に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や短期大学の管理運営規則とは別に各短期大学で方針を策定すべきことなのか。・・・20
- Q81 観点 11-3-④において、短期大学の教育研究活動の状況や成果に関する情報については、どの程度発信していればよいのか。・・・20

Ⅲ 選択的評価事項について

選択的評価事項について

- Q82 選択的評価事項に「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」が設定されているが、機構としては必須の事項と位置付けているのか。・・・21
- Q83 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価事項としたのはなぜか。・・・21
- Q84 選択的評価事項では、「各短期大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い短期大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い短期大学では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。・・・21

選択的評価事項 A 研究活動の状況

- Q85 選択的評価事項 A「研究活動の状況」における評価を実施する場合に必要な評価担当者どのように配置しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。・・・22
- Q86 基礎研究、応用研究、文科系研究、理科系研究等といった研究活動の多様性を考慮した場合、それぞれの研究活動の特性に応じた多様な視点によって評価が行われる必要があると考えられる。観点 A-2-①～③に係る「研究活動実績票」において、どのような根拠となる資料・データ等を提示すればよいのか。・・・22
- Q87 基準 3 や基準 5 で評価の対象となる「研究活動」と、選択的評価事項 A「研究活動の状況」における「研究活動」が重複することがあってもよいか。・・・22
- Q88 例えば、地域貢献のための研究活動を行うことを短期大学の目的としている場合で、当該研究活動について地域からは高く評価されているが、科学研究費補助金の採択件数が少ないなど研究活動の成果の質を示す実績から見て評価が低い場合には、達成状況が低いと判断されることになるのか。・・・22

IV 自己評価実施要項について

自己評価全般について

- Q89 評価の申請を行った短期大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。・・・24
- Q90 短期大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠となる資料・データ等に基づいて自由記述式に自己評価を行うことになるのか。・・・24

目的の記載について

- Q91 「短期大学の目的」について、短期大学の理念等の抽象的な内容のみで、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。・・・24
- Q92 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・25
- Q93 目的が、どの基準に対応しているのかを、「Ⅱ 目的」の頁に括弧書き等で明記する必要があるのか。・・・25
- Q94 目的は、どのくらい具体的に記述すればよいのか。・・・25

観点ごとの分析について

- Q95 「基本的な観点」については、必ず全て分析しなければならないのか。・・・25
- Q96 二つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、一つの観点を二つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか）・・・26
- Q97 「一部に『問題がある』と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません」と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はあるのか。・・・26
- Q98 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、全部提出するのか。・・・26
- Q99 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点に係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。・・・26
- Q100 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求めるのか。・・・27
- Q101 短期大学が、学科等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で短期大学全体の分析に結び付けるのか。また、学科等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、若しくは、短期大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。・・・27
- Q102 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。・・・27
- Q103 観点に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。・・・27
- Q104 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若しくは一文にまとめて記述するのか。・・・28

- Q105 「観点の性格・内容により、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別（短期大学士課程・専攻科課程）に分析が必要な場合と同様に、「観点到係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。 ・・・ 28
- また、短期大学の判断で、学科ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到係る状況の分析が不十分」であるということになり、不足分として学科ごと等の分析を求められることはあるのか。
- Q106 学科等間の多様性や活動状況の差異について、短期大学全体としての自己評価はどのように行うのか、また機構はどのように評価するのか。 ・・・ 28
- Q107 基準5「教育内容及び方法」以外の基準において、課程別（短期大学士課程・専攻科課程）に分析が必要な観点とはどれか。 ・・・ 29
- Q108 取組や活動によっては、根拠となる資料・データ等が不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを必要としているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。 ・・・ 29
- Q109 自己評価を行った取組や活動全てが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。 ・・・ 29

選択的評価事項の自己評価について

- Q110 選択的評価事項では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいか。 ・・・ 30
- Q111 選択的評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。 ・・・ 30
- Q112 選択的評価事項A「研究活動の状況」と選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」では、自己評価のプロセスに何か違いはあるのか。 ・・・ 30

自己評価の概要

- Q113 自己評価書の「概要」には、当該短期大学評価基準及び選択的評価事項全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいか。全ての観点到係る状況を要約して記述すればよいか。 ・・・ 30
- Q114 自己評価書の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。 ・・・ 31

現況

- Q115 「現況」の学生数及び教員数は学科・専攻科ごとに記述するのか。 ・・・ 31

様式等

- Q116 基準ごとの字数の制限目安（5,000字以内）を踏まえつつ、全体で55,000字以内（字数制限）で調整して記述とあるが、各短期大学の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。 ・・・ 31

自己評価の根拠となる資料・データ等

- Q117 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。 ・・・ 31
- Q118 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載（別添とする資料・データ等を含む。）にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、短期大学が判断してよいか。 ・・・ 32

- Q119 自己評価書の電子媒体を提出する際、自己評価書の本文に掲載・添付した根拠となる資料・データ等のほか、別添として提出した資料・データ等も全て提出することになるのか。・・・32
- Q120 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。・・・32
- Q121 別紙3「短期大学現況票について」により作成する別紙様式について、短期大学の規模によって枚数が多くなるが、基準ごとに分割して作成してよいか。・・・32
- Q122 別紙様式①一乙【研究成果一覧】において、教員一人につき過去5年以内における3点以内の研究成果を記載することになっているが、「過去5年以内」とはどのように扱うべきか。・・・33
- Q123 別紙様式①一乙【研究成果一覧】において、専門分野は、科研費の細目番号表の「分科」から一つ選択するように明記されているが、専門分野が横断的にまたがっている場合は、二つ記入してもよいか。・・・33
- Q124 自己評価の根拠となる資料・データ等例の「複数の学科・専攻科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」や「短期大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が把握できる資料」とは、具体的にどのようなものであるのか。・・・33

V 評価実施手引書について

- Q125 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。・・・34
- Q126 短期大学の目的に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」及び「改善を要する点」として抽出するほか、どのような視点から「更なる向上が期待される点」として抽出するのか。・・・34
- Q127 評価結果（案）の通知（1月）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度であるが、期間が短いのではないのか。・・・34

VI 訪問調査実施要項について

- Q128 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、短期大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。・・・35
- Q129 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。・・・35
- Q130 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。・・・35
- Q131 訪問調査における、卒業（修了）生等の面談対象者の旅費は、短期大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。・・・35
- Q132 複数キャンパスを持つ短期大学は、全てのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。・・・35

VII その他

- その他**
- Q133 日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査と機構における評価が重複することはないのか。・・・36
- Q134 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。・・・36

I 短期大学機関別認証評価実施大綱について

評価の目的

Q1 認証評価とは、認証評価機関が短期大学を認証することか。

- A 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を意味します。認証評価機関が短期大学を認証するという意味ではありません。

Q2 学年進行中の短期大学は評価の対象となるのか。

- A 短期大学全体が学年進行中の短期大学（完成年度に達していない新設短期大学）については、卒業生が出ていないため、基準6「教育の成果」の評価が困難であることから、評価の申請を受付けないこととしています。

Q3 学科や専攻科を増設した場合、その学科・専攻科等が完成年度を迎えていなければ、評価を受けることができないのか。

- A 短期大学として完成年度を迎えている（卒業生を輩出している）場合であれば、いずれの年度に評価を受けても差し支えありません。
- なお、完成年度に達していない一部の学科・専攻科がある場合、完成年度に達していなくても評価が可能な観点については、評価を行い、完成年度に達していなければ分析できない観点については、その旨を記述してください。機構は、当該学科・専攻科等を含め、評価が可能な観点について実施します。（当該学科・専攻科等に係る評価が実施できない場合には、評価結果の公表の際に、評価対象外である箇所が分かるようにします。）

Q4 機構の認証評価の目的の一つである「短期大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各短期大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。

- A 機構の認証評価の目的の一つである「短期大学の教育研究活動等の質の保証」は、認証評価機関としての立場から機構が自ら定める短期大学評価基準（機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容を規定したもの）について、短期大学がこの基準を満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各短期大学の教育研究活動等の質を保証するものです。
- 各短期大学の質は、各短期大学の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育研究活動等に関して各短期大学の有する目的を踏まえて行います。機構の短期大学評価基準は、国が定める短期大学設置基準に適合していることが求められているため、その内容を包含するとともに、短期大学評価基準及び認証評価の手続きは、国際的な大学の質の保証という観点から、諸外国の評価機関における評価基準等の内容も参考にしています。

評価の基本的な方針

Q5 機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 短期大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各短期大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは「短期大学機関別認証評価実施大綱」の「Ⅱ 評価の基本的な方針」（1ページ）を御覧ください。

Q6 基本的な方針の一つである「短期大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、短期大学は、11の基準全てを「満たしている」ことが必要なのか。

A 機構の認証評価は、国際的な大学の質保証の観点から、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することができるよう実施するものです。短期大学評価基準が「機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容」を規定したものであり、全ての基準を満たしていると判断されることが必要です。このことは、短期大学に求められる責務であると考えています。

Q7 ピア・レビューを中心とした評価で、短期大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。

A 機構の認証評価では、各短期大学の個性の伸長に資する評価となるよう、教育研究活動等に関して各短期大学が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各短期大学の教育研究活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、短期大学評価基準の設定においても、各短期大学の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、各短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを考慮し、公・私立短期大学の学長、教員及び有識者であり、短期大学の教育研究活動等に高い識見を有する者によって評価を実施します。

また、機構としては、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価が各短期大学の目的を踏まえて評価することを十分理解していただくことによって、各短期大学の個性の伸長に資する評価を実施します。

Q8 機構の評価で各短期大学の特色（例えば、短期大学の建学理念、地域性、分野の特性等）を活かすことができるのか。

A 機構の評価は、各短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各短期大学の目的を踏まえて実施することとしており、各基準、観点においてもその点を配慮しています。

また、評価の実施体制としても、教育研究活動等を適切に評価するため、各短期大学の学科等の状況に応じた複数の評価担当者（公・私立短期大学の学長、教員及び有識者等で構成）によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

さらに、平成 21 年度実施分からは、これまでの経験や評価を実施した短期大学関係者の意見、検証結果を踏まえて、各短期大学の自己評価の分析が各観点に記述された例示の取組に限定されないよう、これらの観点から例示を削除し、各短期大学の個性や特色が更に反映されることになるよう配慮しています。

このように、機構としては、各短期大学の目的を踏まえた、個々の短期大学の特色（個性）を活かす評価が実施できるものと考えていますので、特に各短期大学の目的に特性を明確に示すことによって、その特性が評価に反映されるものと考えています。

Q9 併設短期大学であるため、大学の認証評価と同時の実施を検討しているが、大学機関別認証評価との相違点はあるのか。

A 機構の大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価は、それぞれに認証評価委員会を設置し、独立して評価を行います。ただし、大学・短期大学の教育研究の特性等を考慮しつつも、原則として同じ考え方によって実施することとしており、それぞれの実施大綱や評価基準は基本的には同じ構成になっています。

機構の評価において、大学と併設短期大学の認証評価を同時に受ける場合は、設置する法人が同一であることから、基準によっては大学と併設短期大学が同じ自己評価の分析となることが考えられます。例えば、同一キャンパスに設置している場合は、同時に訪問調査等を行う方が適当な場合もあり、大学と短期大学の状況や特性を踏まえつつ、重複した評価作業により過度の負担とならないよう、当該大学・併設短期大学と個別に協議の上決定することになります。また、それぞれの認証評価委員会は、独立して評価を行いますが、必要に応じて協議を行うことも考えられます。

評価の実施体制

Q10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 機構の認証評価を実施するに当たっては、公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、短期大学の教育研究活動全般に関し識見を有する者を中心としつつ、各短期大学の教育分野や状況の多様さを勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家、有識者のほか、管理運営や財務関係についての専門性がある者を評価担当者として配置します。評価担当者は、公・私立短期大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦（平成 22 年度実施に係る推薦者総数 1,829 名）を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

Q11 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と評価能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。

研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

評価の実施方法

Q12 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 書面調査は、対象短期大学から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った複数の評価担当者（評価部会の下に編成される評価チーム）が調査・分析します。書面調査では、観点ごとの分析と、その結果を基にした基準ごとの判断、そして、優れた点、改善を要する点などの抽出を行います。これらの書面調査は、評価チームが分析・整理し、評価部会において部会全体としての意見集約を行った上で、最終的に、書面調査による分析結果を作成します。

なお、詳しくは「評価実施手引書」の「第2章 評価方法（1）－書面調査」（6～10ページ）を御覧ください。

Q13 機構の認証評価における短期大学の「自己評価」を学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。

A 学校教育法第109条第1項に定められている「自己点検及び評価」は、あくまでも各短期大学が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各短期大学の「自己評価」とは異なります。ただし、「自己点検及び評価」と認証評価における「自己評価」を兼ねて行うことや、「自己点検及び評価」に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは、可能であると考えています。

なお、教育研究活動等の質保証の第一義的責任は、各短期大学にあることから、認証評価を受けるための「自己評価」に終わらず、教育研究の質の向上・改善に向けて継続して行うことが必要です。

Q14 認証評価において、各短期大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義及び位置付けなのか。

A 機構の認証評価は、短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、短期大学が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査においては、各短期大学が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各短期大学におかれては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要です。

Q15 短期大学における自己評価について、「必要に応じて学科・専攻科等ごとに短期大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことを分析するのか。

A 短期大学における自己評価について、学科・専攻科等（あるいは短期大学士課程・専攻科課程）ごとに独自の活動や取組が行われている場合や、学科・専攻科等の活動や取組の分析を通じて短期大学全体の状況を把握する必要がある場合等に、学科・専攻科等ごとに分析、整理を行った上で、最終的に短期大学全体として総合判断を行う場合があると考えています。

Q16 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 訪問調査は、複数の評価担当者（評価部会の下に編成された評価チーム）が書面調査では確認できない事項等を中心にして対象短期大学の状況を調査するとともに、その調査結果を対象短期大学に伝え、対象短期大学の状況等に関して対象短期大学との共通理解を図ることを目的として実施するものです。具体的には、根拠となる資料・データ等の補完的収集、短期大学の責任者、一般教員、支援スタッフ、学生、卒業（修了）生等との面談、教育現場の視察等を行い、最終日にその時点での調査結果をお伝えし、それに対する意見を伺います。

なお、詳しくは「評価実施手引書」の「第3章 評価方法（2）－訪問調査」（11～15ページ）及び「訪問調査実施要項」を御覧ください。

Q17 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。

A 書面調査では確認できない事項等とは、機構において自己評価書だけでは観点の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に短期大学を訪問しなければ確認できない事項（教育現場の視察、学習環境の状況調査及び教員・在学生・卒業（修了）生の面談等）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、機構が評価を実施する上で、短期大学における自己評価で根拠とされた資料・データ等では不足する場合に、追加提出又は訪問調査時に求める形で調査・収集する資料・データ等のほか、既に公表されているウェブサイトや刊行物等から収集するデータ等を指しています。

Q18 機構から専攻科の認定を受けている短期大学の場合、当該専攻科に係る自己評価の負担は軽減されるのか。

A 学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条に規定されているとおり、短期大学は、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を7年以内ごとに受けることが義務付けられていますので、機構から認定された専攻科であっても、そのことが、ただちに認証評価における評価基準を満たしていると判断されるわけではありません。機関別認証評価における自己評価に際しては、基本的な観点に係る当該専攻科を含めた短期大学全体としての状況を分析、整理することが求められます。

機構における専攻科の認定と短期大学機関別認証評価は、根拠法令、実施の趣旨や目的が異なるものであり、短期大学の負担軽減については、おのずと限度があります。しかし、これらに共通して活用できる根拠資料・データ等は数多く存在しており、各短期大学等がこれらの資料を蓄積し、積極的に相互利用することによって評価作業の負担が軽減されるものと考えます。

評価のスケジュール

Q19 評価の申請数が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 認証評価機関は、短期大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該短期大学の評価を実施することとされています。そのため、原則として各短期大学の実施希望年度に評価を実施することとしています。

Q20 機構の認証評価を受けようとする短期大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 評価実施年度の6月末までに、自己評価書を提出していただくこととなりますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。評価に必要となる資料・データ等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

Q21 過去に数回の類似の研修会等が開催されているが、今年度の研修内容では大きな変更内容や追加内容があるのか。

A 平成21年度実施分から、これまでの経験や評価を実施した短期大学関係者の意見、検証結果を踏まえて、重複した内容を有する基本的な観点の整理・統合を図り、また、各短期大学の自己評価の分析が観点到記述された例示の取組に限定されないよう、これらの観点から例示を削除するなど、各短期大学の個性や特色が更に反映されるよう、短期大学評価基準を改訂しました。

ただし、評価の基本的な方針や実施方法は、従来どおりであり、短期大学評価基準の内容が大幅に変更されたものではありませんので、これら改正点の説明を除いて、これまでに行った研修会等の内容については大きな変更はありません。今後も短期大学の自己評価担当者等に対する研修会において、より適切かつ効率的な自己評価を実施していただけるよう参加者の御意見を聴取するなどし、改善を行ってまいります。

Q22 機構が行う認証評価に関する説明会及び短期大学の自己評価担当者等に対する研修会は、評価の申請をしない短期大学も参加可能か。

A 機構が行う認証評価に関する説明会については、全ての公・私立短期大学を対象として実施します。また、短期大学の自己評価担当者等に対する研修会については、原則として、研修会を実施する年度において機構に評価の申請を行う短期大学を対象としています。会場の定員に余裕があれば希望する短期大学の参加も可能ですので、機構にお問い合わせください。

Q23 短期大学の自己評価担当者等に対する研修会には、どのような役職の者が出席すればよいのか。

A 自己評価担当者等に対する研修会では、自己評価書の作成等に関して具体的な説明を行います。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、実際に自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、各短期大学の判断で最もふさわしい方を選んでください。

評価結果の公表

Q24 評価結果の公表の際は、短期大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、短期大学評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各短期大学の優れた点、改善を要する点、更なる向上が期待される点など

を指摘します。それらを評価結果（案）として取りまとめ、各短期大学に通知し、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定します。確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、その全文を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」及び「評価実施手引書」に評価報告書イメージを掲載しています。また、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) にも掲載していますので、御参照ください。

Q25 短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価結果で「基準を満たしていない短期大学」として社会に公表されるのか。

A 一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、短期大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して翌々年度までに追評価を行い、当該基準を満たしていると判断した場合には、先の評価と併せて短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を公表します。追評価については、Q36～Q39を御参照ください。

Q26 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。

A 機構の認証評価は、あくまでも各短期大学の目的を踏まえて、短期大学評価基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた短期大学を順位付けするような形での公表はいたしません。

Q27 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。

A 評価結果は、機構の責任において作成し、公表します。そのため機構としては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保するために、短期大学との共通理解を図るための意見聴取の機会、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定し、評価報告書として取りまとめます。

情報公開

Q28 短期大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、委員会での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象短期大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断される場合については、この限りではありません。

また、議事要旨についても機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載することにより公開しますが、評価対象短期大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象短期大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

なお、会議資料に限らず、実施大綱、短期大学評価基準、評価報告書等も印刷物の刊行及び機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表いたします。

Q29 評価結果の公表の際は、短期大学から提出された自己評価書を機構のウェブサイトに掲載されるとあるが、自己評価書本文中の資料・データ等もそのまま掲載されるのか。

A 評価結果の公表については、自己評価書の本文中にある資料・データ等も合わせて、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載します。したがって、ウェブサイトの掲載に不適切な不開示情報や著作物などの資料・データ等は、自己評価書の本文中ではなく、別添として提出してください。別添として提出された資料・データ等はウェブサイトに掲載しません。

評価費用

Q30 評価費用の金額について教えてほしい。

A 評価費用については、実施大綱に記載しているとおり次の金額（消費税を含む。）となります。
なお、専攻科に係る評価手数料については、評価手数料の中に含まれます。
（基本費用 160 万円+20 万円×学科数）
例えば、2 学科・2 専攻科を設置している短期大学にあっては、200 万円となります。

Q31 認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として「選択的評価事項」を定めているが、短期大学がこの評価を希望する場合は、評価費用が別途必要になるのか。

A 選択的評価事項を希望する場合は、認証評価費用とは別に、評価手数料として、選択的評価事項 A「研究活動の状況」についてのみ以下の金額を徴収します。
（基本費用*35 万円+15 万円×学科数） ※基本費用には、1 学科分の評価手数料を含みます。
例えば、2 学科（専攻科に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれます。）を設置している短期大学にあっては、基本費用に 1 学科が含まれていますので、50 万円となります。
なお、選択的評価事項 B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を希望する場合は、評価費用は必要ありません。

Q32 評価費用については、学科数により金額が加算されることになっているが、専攻科数により金額が加算されることはないのか。また、学生の募集を学科単位でなく、専攻単位で行っているが、その場合でも評価費用の加算は学科当たりとなるのか。

A 評価手数料の加算は学科当たりであり、専攻科数による加算は行いません。また、専攻単位で学生の募集を行っている場合でも、評価手数料は学科当たりで加算されます。

Q33 評価費用の支払いの期限はいつまでか。

A 機構は、各短期大学から評価実施年度の前年度の 9 月に申請を受け、評価実施年度の 4 月末日までに対象短期大学に対して請求書を送付します。これを受け、対象短期大学は 6 月末までに評価手数料を機構が定める金融機関に振り込んでいただくこととなります。
なお、金融機関への振込手数料は、対象短期大学の負担となります。

評価の時期

Q34 評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要とあるが、機構から何らかの周知があるのか。

A 「評価の申請手続き」については、毎年6～7月頃に機構から各公・私立短期大学あてに、文書でお知らせしています。また、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) にも同時に掲載しています。

また、認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価としての「選択的評価事項」の申請手続きについても同時に文書でお知らせしています。（ただし、選択的評価事項のみの申請はできませんので、御注意ください。）

Q35 機構の評価を受けたが、次回の評価も機構で受ける場合は、何年度から申請が可能なのか。

A 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとしています。

例えば、平成22年度に機構の評価を受けた短期大学は、評価実施年度から5年目の平成27年度に申請をし、平成28年度に評価を受けることができます。なお、この事例の場合、認証評価機関による評価は、7年以内ごとに受ける必要がありますので、平成28年度に申請し、平成29年度までに評価を受ける必要があります。

追評価

Q36 短期大学評価基準を満たしていないと判断された場合は、追評価において再度全ての基準について評価を受けることになるのか。

A 短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各短期大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。短期大学評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受ける義務が生じるわけではありません。

Q37 追評価はどのような手続きで行うのか。

A 追評価は、短期大学評価基準を満たしていないと判断された翌年度又は翌々年度の4月末までに、追評価の申請を受け、満たしていないと判断された当該基準の自己評価書（追評価）を当該申請年度の6月末までに提出していただきます。

なお、追評価の具体的な手続き及びスケジュールの詳細については、「追評価実施要項」を機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) に掲載していますので御覧ください。

Q38 追評価を受けた短期大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。

- A 追評価を受けた短期大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった元の評価の実施年度から5年目以降の年度に申請することになります。

Q39 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。

- A 追評価を受ける場合にも評価手数料を支払っていただくこととなります。追評価の手数料は、短期大学の学科・専攻科等の規模に関係なく、1短期大学につき45万円（消費税を含む。）となります。

教育研究活動等の内容の大きな変更の届け出

Q40 「短期大学評価基準を満たした短期大学が、その教育研究活動等の内容に大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、大きな変更を行った場合は、追評価を受けなければならないのか。

- A 教育研究活動等の変更内容の届け出の主旨は、機構が短期大学の教育研究活動等の質の保証を図る観点から、教育研究活動等の内容に大きな変更があったことを把握し、機構の評価が変更前の教育研究活動について行われたことを明示するためのものです。したがって、各短期大学における教育研究活動等の内容の見直しに、機構が関与するものではなく、また、追評価が必要になるものでもありません。

なお、変更の届け出に関する詳細については、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載していますので、御参照ください。

短期大学評価基準の変更の手続き

Q41 短期大学評価基準について、平成21年度実施分から基準の改訂があったと聞いているが、短期大学が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることあるのか。

- A 短期大学評価基準も含めて大学評価の手法等は、常に改善していく必要があると考えていますが、原則として、一周期の間に短期大学評価基準等を大幅に変更することは考えておりません。

平成21年度実施分からは、これまでの経験や評価を実施した短期大学関係者の意見、検証結果を踏まえて、重複した内容を有する基本的な観点の整理・統合を図り、また、各短期大学の自己評価の分析が観点到記述された例示の取組に限定されないよう、これらの観点から例示を削除するなど、各短期大学の個性や特色が更に反映されるよう、短期大学評価基準の改訂を行いました。しかし、評価の基本的な方針や実施方法は、従来どおりであり、短期大学評価基準の基本的な考え方が変更されたものではありません。

なお、短期大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に短期大学関係団体に対し意見照会（パブリック・コメント）を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、短期大学機関別認証評価委員会において審議し、決定します。また、短期大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出た後に、変更した事項について、それが明らかになる形で社会に公表します。

Ⅱ 短期大学評価基準について

はじめに（短期大学評価基準の性質）

Q42 11の基準が一つでも満たされない場合、機構から改善指導等があるのか。

A 機構における評価は、短期大学全体として基準を満たしているかどうかの判断を行い、その評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てることを目的の一つとしています。基準を満たしていない場合や、基準を満たしているが改善の必要等が認められる場合には、その旨の指摘を行います。ただし、フィードバックした評価結果をどのように活用するかについては各短期大学及び設置者に任されており、たとえ基準を満たしていないと判断された場合でも、機構が「改善指導」を行うものではありません。

しかし、基準を満たしていないと判断された場合には、短期大学として、その目的に照らして不適切な状況であると判断されたことになり、かつ、この結果は社会に公表されますので、各短期大学において主体的に対処することが必要と考えます。また、基準を満たしていないと判断された後に、基準が満たされる改善が図られた場合には、その基準に限定して追評価を受けることも可能です。

Q43 一部の学科（専攻課程を含む。）の教員数が短期大学設置基準割れの場合は、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、短期大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いは、どのようになるのか。

A 各認証評価機関が定める短期大学評価基準は、短期大学設置基準に適合していなければならないとの認証条件はあるものの、あくまで各認証評価機関が自ら設定する短期大学評価基準に基づいて行われるものであります。機構の短期大学評価基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準である短期大学設置基準の内容を踏まえつつ、機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容を規定したものです。

したがって、短期大学設置基準を満たしていない場合には、機構の短期大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることはありますし、短期大学設置基準（大学設置・学校法人審議会の承認事項を含む。）を満たしている場合においても、機構の短期大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることもあります。

Q44 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。

A 評価では、まず、短期大学の目的を踏まえ、基本的な観点及び短期大学独自の観点ごとに短期大学の教育研究活動の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、短期大学が自ら評価することが必要であり、このことが、短期大学の教育研究の質の向上につながるものと考えています。「適切」や「必要」等の表現で示された基準や観点に関して、自己評価においては、短期大学自らが考える「適切」性や、「必要」性に照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、短期大学の目的を踏まえて観点ごとに教育研究活動の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしている

かどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性や「必要」性を判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足る「適切」性と「必要」性が求められることとなり、このことは社会による短期大学の活動、取組の理解の促進にも通じるものとなります。

なお、機構では、短期大学の目的によって「適切」や「必要」等に求められる内容は異なるため、「適切」や「必要」の内容を一律に規定することは困難であると考えています。仮に、評価に際して短期大学と機構との間に「適切」に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、短期大学の教育研究活動の改善を促進するために役立ち、本評価の目的に資することでもあると考えています。

Q45 国際連携や社会貢献も短期大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。

A 短期大学の目的において、国際連携や社会貢献についての活動を正規課程の学生に対する活動として捉えられている場合には、その旨を短期大学の目的に記載し、短期大学評価基準に関連付けて自己評価を行うことにより、機構における評価に反映できることとなります。

また、短期大学の目的において、正規課程の学生以外に対する活動として捉えられ、かつ重要な教育サービスとして位置付けている場合には、選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の評価対象とすることができます。

Q46 平成21年度実施分から、基本的な観点における例示が削除されたのはなぜか。

A これまで、各短期大学における自己評価の分析が、観点到記述された例示に引きずられる傾向が数多く見受けられたため、これら例示の取組に限定されず、各短期大学の個性や特色が更に反映されるよう、基本的な観点から例示を削除しました。自己評価の分析に際しては、単に制度を導入していることを自己評価するのではなく、各短期大学の目的を達成するために、教育の成果や効果を上げるための組織的な取組や、短期大学全体として重点を置く取組等について自己評価してください。

基準1 短期大学の目的

Q47 「短期大学の目的」について、短期大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、認証評価を受ける前に、改めて目的を作成する必要があるのか。

A 機構の認証評価においては、短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各短期大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて評価を行います。その前提となる目的そのものも評価対象となります。

基準1「短期大学の目的」においては、

1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること

1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていることが定められており、まず、短期大学の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうか

を評価することになります。

その上で、各基準に関して、目的を踏まえて評価を行うことになりますので、目的の記載に当たっては、改めて目的を作成するというのではなく、短期大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、短期大学の個性や特色が評価に活かされるよう記載してください。

なお、短期大学の目的には、学則等で定めている学科又はその専攻（専攻科課程を有している場合は専攻科）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が含まれますので、これらの目的についても記載する必要があります。

Q48 公立大学法人の場合、「短期大学の目的」とは、公立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。

- A 「短期大学の目的」とは、短期大学の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針及び養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等のことを言います。各公立大学法人の中期目標や、規則、建学の精神等の記載内容に、このような内容が含まれているのであればそれを「短期大学の目的」として位置付けることは可能です。なお、この中期目標は、公立短期大学を設置する法人に対して期間を定めて設定するものであり、「短期大学の目的」と必ずしも同じ内容にならないことも考えられます。

Q49 観点 1-1-①に係る自己評価の際には、短期大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。若しくは、明確に定めていることについて記述するのか。

- A 当該観点では、目的を明確に定めているか、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないかどうかについて自己評価してください。短期大学が当該目的を定めている理由や趣旨については、当該観点に係る「観点に係る状況」ではなく、自己評価書の「Ⅱ 目的」の部分に記載していただくこととなります。

なお、短期大学の目的について過去5年程度の間に整理又は変更しており、その説明が必要と考えられる場合には、自己評価書の「Ⅱ 目的」、又は必要に応じて当該観点に係る「観点に係る状況」の部分に、その経緯を記述してください。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

Q50 観点 2-1-④において、「短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等」とはあくまでも「短期大学附属」の施設、センター等のみを対象とするのか。例えば、学科の附属施設は含まれないのか。

- A 短期大学の教育研究に重要な役割をもつ附属施設やセンター等を対象にしてください。
なお、短期大学附属の施設やセンター等であっても、その主たる目的が教育研究活動に係る支援組織（例えば、入学支援、学習支援や生活支援など）である場合は、基準4や基準7などの該当する観点において自己評価してください。

Q51 附属学校の初等中等教育活動に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。

A 附属学校については、初等中等教育活動が活動の中心であることから、原則として当該活動に対する評価は対象外として取り扱います。

ただし、機構の評価は、短期大学の教育活動を中心として教育研究活動等の総合的な状況の評価を行うこととしているため、附属学校の活動のうち、短期大学（学科）の教育研究活動に関わる活動については、観点2-1-④において評価対象として評価を行うこととします。

基準3 教員及び教育支援者

Q52 観点3-1-①における「教員組織編制の基本的な方針」とは、短期大学設置基準等のことを指すのか。または、各短期大学で方針を策定すべきことなのか。

A 当該観点では、各短期大学の教育の目的を達成するために、短期大学の状況に応じて策定された教員組織編制の基本的な方針に基づき、質、量の両面において、教育課程を遂行するに十分な教員組織を有していることが求められます。

したがって、「教員組織編制の基本的な方針」とは、各短期大学の教育目的を達成するために、短期大学設置基準第20条から第22条まで（「第6章 教員組織」）を踏まえて、個々の短期大学において策定されているべきものを指しています。

Q53 観点3-1-①に係る自己評価の際には、教員組織編制と授業科目の担当状況について記述するのか。

A 学科教育や専攻科教育においては、教育課程の組織的展開の強化（教育の実質化）が求められ、平成18年の短期大学設置基準改正では、教員の組織的な連携体制と責任の所在の明確化が定められました。当該観点では、これらを踏まえ、教育課程を遂行するためにどのような教員組織編制の基本的方針が策定され、その基本的方針に沿って教員組織が編制されているかを記述してください。

Q54 観点3-1-②に係る自己評価の際には、専任教員について分析すればいいのか。

A 当該観点では、専任教員のみならず、非常勤講師や兼任教員等を含め必要な教員が、質、量の両面において、短期大学の「目的」や「教員組織編制の基本的な方針」に照らして、教育課程を遂行するための必要な教員が確保されているかどうかを分析します。また、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させることとされており、その配置状況についても記述が必要です。

Q55 観点3-1-②において、教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況について、全ての主要科目と配置状況を記述するのか。

A 短期大学設置基準第20条の2では、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に担当させることが定められています。各短期大学の自己評価の際には、その配置状況を分析する必要がありますが、根拠となる資料・データ等を網羅的に示す必要はありません。当該観点では、その配置状況を踏まえつつ、各短期大学（学科）が定める教育課程における主要授

業科目を組織的に認識し、各短期大学の「教員組織編制の基本的方針」に沿って、主要授業科目に必要な専任の教授又は准教授を配置するためのプロセスを分析するなど、組織的な取組を記述してください。

Q56 観点 3-1-③, 3-2-①について、学科等の性格により判断方法が異なってもよいのか。(全学で統一した判断方法若しくは全学と学科等の並列も考えられるか。)

A 観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。ただし、観点によっては、同じ短期大学内でも、学科や専攻科の性格に応じて求められる内容が異なることは考えられますので、その状況に応じて、適宜学科・専攻科ごとに、各短期大学が適切と考える判断方法を用いて分析を行い、その結果を総合して、短期大学全体としての観点の分析を行ってください。

Q57 観点 3-2-①に関して、「教員人事」について、研究や実務を中心に採用、昇格等が行われている短期大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用、昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいか。

A 当該観点「教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。」の「特に～」以降は、教員評価において、教員の教育に関する活動についての評価を行っているかを問うものです。研究中心での教員評価を行っている場合でも、当該短期大学の目的に照らし、教員の評価が教育研究上の指導能力の評価として十分な妥当性があると判断することができれば問題はありません。

いずれにしても、当該観点は各短期大学の教員人事に干渉するものではなく、また、基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点の分析状況及び短期大学が独自に設定した観点の分析状況を総合して行うものであり、一つの観点到に係る状況に問題があるからといって、直ちに基準を満たしていないと判断されるわけではありません。

Q58 基準 3-3の「基礎となる研究活動が行われていること」とは、具体的に何を分析するのか。

A 当該基準では、短期大学の目的に照らして、短期大学の「研究活動」が「教育活動」に寄与しているかどうかについて評価します。すなわち、短期大学教育の質を維持、向上するためには、その基礎となる研究活動が行われている必要があり、言い換えれば、教育活動を遂行するために必要な教育内容に関連する教員を適切に配置し、その教員が教育内容に関連する「研究活動」を行っているかという視点も含めて分析してください。

なお、研究活動の全般的状況については、短期大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価事項A「研究活動の状況」を設けています。

基準 4 学生の受入

Q59 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）とは、求める人材像や入学者選抜方針のいずれかを指すのか、双方を指すのか。

A 各短期大学は、どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社

会に送り出すかは、各短期大学の個性・特色の根幹をなすものであり、そのうち、入学志願者や社会に対し、どのような学生を受け入れるかを定める入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が必要です。

当該観点では、求める人材像のみならず、選抜方法や評価方法などに関する基本方針についても記述してください。

Q60 観点4-3-①に関して、「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、どのような状態を指すのか。

A 当該観点では、学科・専攻又は専攻科課程の専攻科（学科単位その他の組織単位で学生募集を行う場合は、当該組織単位）ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の状態をいいます。また、このような状態になっている場合には、入学定員と実入学者数との関係について、その適正化を図る取組を記載する必要があります。

なお、学生募集単位の一部に入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況であるからといって、直ちに基準を満たしていないと判断されるわけではなく、学生教育に対する対応や措置状況を考慮しつつ、観点の分析状況を総合して、基準を満たしているかどうかの判断を行います。

基準5 教育内容及び方法

Q61 教育課程は各学科、各専攻科ごとに分析するのか。

A 当該基準における短期大学の自己評価では、各短期大学が有する教育の目的に照らして、必要に応じて学科ごと・専攻科ごと等に、教育活動の状況を分析し、記述します。機構における評価では、自己評価の状況を踏まえ、必要に応じて学科・専攻科ごとに分析、整理し、最終的に短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行います。

教育課程については、学科・専攻科によりその状況が異なることが一般的であることからすれば、原則として学科・専攻科ごと（必要に応じて更に専攻ごと）に分析を行う必要があると考えられます。

Q62 観点5-1-①に記載されている授業科目の適切な配置や教育課程の体系的な編成とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。

A 当該観点は、各短期大学が有する教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程をどのように編成しているかについて、授業科目の配置状況等を確認しつつ、短期大学士課程全体としてその体系性が確保されているか、授業科目の内容等を確認しつつ、全体として教育課程の編成の趣旨に沿っているかどうかを分析するものです。したがって、評価に際しては、教育課程の内容に関する把握は必要ですが、教養教育と専門教育の科目区分を設けているかどうかといった形式は問いません。

Q63 別科を設置している場合については、短期大学士課程の基準に準じて評価することとされているが、短期大学士課程のところで自己評価書に記述すればよいか。

A 別科について、自己評価書に特別に記述する必要があるかどうかの判断は、観点の性格・内容や各短期大学の状況によります。自己評価書に記述する必要があると判断される場合には、当該別科

の状況を分析、整理した上で、その状況についても分かるようにしつつ、短期大学士課程全体として記述してください。

基準 8 施設・設備

Q64 観点 8-1-③でいう「施設・設備の運用に関する方針」とは、具体的にどのようなものか。

A 「施設・設備の運用に関する方針」とは、利用規程、各施設の利用の手引き、使用心得のようなものであるとお考えいただいて結構です。

Q65 施設等の財政措置を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の短期大学側の対応はどのようなのか。

A 「基準を満たしていない」と判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各短期大学及び設置者に任される問題であると考えています。なお、この考え方はどの基準においても同様の扱いとなります。

基準 10 財務

Q66 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい短期大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるのか。）

A 財政規模については、短期大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財政的基盤が確保されているかどうか等について当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。

なお、基準を満たしていないと判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各短期大学及び設置者に任される問題であると考えています。

Q67 観点 10-2-①において、「適切な収支に係る計画等の策定」については、どのような視点から分析するのか。

A 当該観点では、収支計画の策定のほか、収支予算（補正予算を含む。）案の作成から決定に至るまでのプロセスを分析します。各短期大学を設置する法人は、公共的な機関として設置・運営されており、地方独立行政法人法、私立学校法及び各法人の会計規則等に従って、適正に収支計画の策定手続きを経る必要があります。

Q68 観点 10-2-①でいう「関係者」の範囲については、短期大学で判断してよいか。

A 当該観点における「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び費用負担者のほか、利害関係者等が考えられますが、短期大学の掲げる目的や短期大学の状況によって異なることが考えられますので、適宜、判断してください。

Q69 観点 10-2-③でいう「資源配分」とは、端的に言えば、教育経費や研究経費、教育研究施設・設備経費などの予算あるいは経費の配分のことを指すと解してよいか。

A 当該観点においては、予算、経費の配分について自己評価していただければ結構です。

Q70 観点 10-3-①において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。

A 当該観点においては、各短期大学を設置する法人に適用される地方独立行政法人法、私立学校法等の関係法令に基づき備え付けや閲覧を行うとともに、広く国民の理解と支持を得るためには可能な限り公表することが必要と考えますが、各法人が判断すべきものと考えます。

なお、法人化されていない公立短期大学においては、設置者である地方公共団体において公表されていますが、今後は各公立短期大学自ら公表することが期待されます。

Q71 観点 10-3-②において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを分析するのか。また、短期大学の財務格付けのようなことを行うのか。

A 財務に対する会計監査としては、監事監査、会計監査人監査、内部監査が挙げられますが、これらの監査内容・方法、実施状況、監査結果等を分析し、財務が適正であることが保証された事実について確認します。また、内部監査については、その方法や体制において、組織からの独立性（内部統制）が担保されているかどうかを分析します。

なお、「財務格付け」のような形での評価はいたしません。

Q72 公立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。

A 基本的には、各会計基準を基にした評価となります。機構では、それぞれの短期大学に適用される会計基準に照らして各短期大学における自己評価の結果、過去5年間程度の根拠となる資料・データ等（例えば、財務諸表、収容定員に対する志願者数や在学者数、学生納付金以外の経常的収入、財務比率等が考えられます。）を分析し、その結果を踏まえて評価します。

Q73 短期大学の長年の姿勢により、消費収支の累積差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育活動経費との関係は、どのように評価するのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（例えば、負債比率、消費支出比率、人件費比率、教育研究経費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。

A 主として短期大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財務的基盤が確保されているかどうか等について、短期大学全体として当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。財務状況には、様々な複合的要因等の影響が予想されることから、財務に関する専門家の意見を取り入れつつ、評価を行います。また、財務比率の数値目標を設定することは考えていませんが、財務状況の改善や経常的収入の確保に向けた取組の状況に応じて判断していくこととなります。

Q74 資産や経常的収入の状況は、学校法人全体としての数字を示すことでよいのか。

A 認証評価の対象は、機関としての短期大学を評価するものであり、管理運営や財務等に関しては、短期大学の目的を達成するという視点から、当該短期大学を設置する学校法人を評価することになります。したがって、学校法人全体の財務状況や経営状況を分析するとともに、短期大学単体での財務状況や経営状況（例えば、短期大学資産の保有状況、学生納付金の収入状況、外部資金の獲得状況等が考えられます。）を分析し、財務全体の状況を踏まえて評価します。

Q75 例えば、公立短期大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しなければ財務の結果が分からないと考えられるが、法人として1年を経過しなくても評価を受けることはできるのか。

A 機関としての短期大学が認証評価を受けるものですので、設置者や設置形態が変わったことにより、評価を受ける年度が制限されることはありません。なお、機構の評価は、短期大学の自己評価に基づいて評価を行いますので、財務に関する分析が可能であれば評価を受けることができると考えます。

Q76 大学と併設された短期大学の財務については、教職員が相互に補完し合う部分があるため、自己評価の際には4年制大学の状況も併せて記述する必要があるのか。

A 大学と併設短期大学は、それぞれが機関として機関別認証評価を受ける必要がありますので、短期大学として自己評価を行ってください。
なお、短期大学全体としての状況を分析する際に、併設されている大学や設置する法人の状況の分析も必要であると判断される場合には、適宜、分析、整理した上で、自己評価してください。

基準 11 管理運営

Q77 観点 11-1-①において、公立短期大学、私立短期大学では、管理運営の状況が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。

A 当該基準の趣旨は、短期大学の教育研究等の目的の達成に向けて、管理運営組織と事務組織が教育研究等の活動を支援・促進させるため、組織として有機的に機能することにあり、短期大学の管理運営形態の多様性を許容しています。各短期大学が有する教育研究活動等の目的や様々な状況により、当該観点に係る状況も大きく異なることから、機構の評価担当者がそれらの点を十分に考慮した上で評価を行うことが肝要であると考えています。

Q78 観点 11-1-①でいう「危機管理等」とは、どのような範囲を考えているのか。

A 当該観点では、予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理等に対応する体制や当該組織の整備状況を分析しますが、各短期大学に置かれた状況も大きく異なることが想定されます。例えば、教職員や学生の予期できない事件・事故への対応、科学研究費補助金等の不正使用防止など法令遵守への取組、生命倫理等への取組、施設設備の安全管理への取組などが考えられます。

Q79 観点 11-1-④において、監事が適切な役割を果たしているかについて、どのような評価を
考えているのか。また、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することによい
か。

A 当該観点では、監事の根拠法令である地方独立行政法人法、私立学校法に照らして、監事が適切
な役割を果たしているかについて分析します。

なお、監事が置かれていない場合には、分析を行う必要はありませんので、「該当なし」と記述
してください。

Q80 基準 11-2に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や短期大学の管理運営
規則とは別に各短期大学で方針を策定すべきことなのか。

A 基準 11-2 では、管理運営に関する方針が定められていること自体も評価の対象となっています
ので、既存の資料を根拠として自己評価を行ってください。また、当該方針が学則や短期大学の管
理運営規則の中に含まれていれば、その点を明らかにしてください。

Q81 観点 11-3-④において、短期大学の教育研究活動の状況や成果に関する情報については、
どの程度発信していればよいのか。

A 平成 18 年改正の学校教育法第 113 条では、大学は教育研究の成果の普及及び活用の促進に資
するため、その教育研究活動の状況を公表することが義務付けられましたが、この法律の趣旨を踏
まえて、各短期大学が判断することになります。当該観点では、短期大学の教育研究活動の状況や
成果に関する情報が分かりやすい表現であるか、アクセスしやすい手段を用いているかどうか、社
会や国民側の視点から評価をします。

Ⅲ 選択的評価事項について

選択的評価事項について

Q82 選択的評価事項に「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」が設定されているが、機構としては必須の事項と位置付けているのか。

A 選択的評価事項は、短期大学評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として定めており、短期大学評価基準とは異なる側面から短期大学の活動等を評価するものです。それぞれの選択的評価事項について評価を受けるかどうかの選択は短期大学の希望に基づくものであり、機構が短期大学に対して強制するものではありません。

Q83 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価事項としたのはなぜか。

A 機構の評価では、全ての公・私立短期大学を対象としており、研究活動に関して極めて多様な短期大学としての立場が考えられることから、教育活動を中心として短期大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施することとしています。研究活動は選択的評価事項のみで評価を行うわけではなく、基準3で「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること」を挙げるとともに、基準5において「教育課程の編成又は授業科目の内容において、研究成果の反映、学術の発展動向に配慮しているか」との基本的な観点を設定し、教育活動と関連する側面から評価を行うこととしています。

一方、短期大学では、教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動も実際に広く行われていることから、選択的評価事項A「研究活動の状況」を設け、当該事項においては、短期大学の目的に照らし、短期大学の研究活動に関する全般的状況を、短期大学の希望に応じて評価することとしています。

Q84 選択的評価事項では、「各短期大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い短期大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い短期大学では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。

A 選択的評価事項の評価に当たっては、当該短期大学の有する目的の達成状況の評価するものであり、「達成状況が他の短期大学よりも高いか低い」という単純な比較は意味を持たないものです。評価結果には目的も併せて公表されますので、社会的には、当該短期大学が掲げている目的が、当該短期大学の置かれた状況等に照らしてふさわしいものかどうかとも同時に判断されることになります。したがって、「達成状況が高い」という評価を得るために目的を低く設定することが、当該短期大学にとって妥当なことであるかどうかは十分考慮する必要があります。

この点について、機構としては、各短期大学の見識と社会等における判断に委ねられる問題と考えています。

選択的評価事項A 研究活動の状況

Q85 選択的評価事項A「研究活動の状況」における評価を実施する場合に必要な評価担当者をごどのように配置しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。

A 選択的評価事項A「研究活動の状況」の評価については、原則として認証評価を行う短期大学を担当する評価部会において実施します。その際、教員個人の研究業績に対する水準判定は行わずに、「研究活動実績票」（自己評価実施要項 51～54 ページ）を基に、観点ごとの分析・判断を総合して組織（機関としての短期大学）に対する評価を行います。したがって、当該事項における評価は、科学研究費補助金の研究分野の分類（系・分野・分科・細目）の「分科」に準じて複数の評価担当者を配置することを基本としています。

当該事項Aにおける評価を受けることは、各短期大学の個性の伸長に資するものであり、選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」における評価を受ける場合も同様と考えています。

Q86 基礎研究、応用研究、文科系研究、理科系研究等といった研究活動の多様性を考慮した場合、それぞれの研究活動の特性に応じた多様な視点によって評価が行われる必要があると考えられる。観点A-2-①～③に係る「研究活動実績票」において、どのような根拠となる資料・データ等を提示すればよいのか。

A 自己評価では、各短期大学において各研究分野の特性や多様性を踏まえて判断し、研究活動の内容や成果について適切な資料・データ等を示してください。特に、「自己評価実施要項」（47～50 ページ）においては、別紙様式2「研究成果の質」、別紙様式3「研究成果の社会・経済・文化的な貢献」に記載する「外部者からの評価例」を挙げていますが、あくまでも例示であり、研究分野によっては適さない場合もあり得ると考えます。

なお、機構においても、評価対象の短期大学の学科・専攻科等の構成に応じた評価部会を構成し、各研究分野の特性を鑑みて評価を行います。

Q87 基準3や基準5で評価の対象となる「研究活動」と、選択的評価事項A「研究活動の状況」における「研究活動」が重複することがあってもよいのか。

A 基準3や基準5においては、研究活動を教育活動と関連する側面から評価することとしています。選択的評価事項Aにおいては、研究活動に関する短期大学の目的に照らして、研究活動の全般的状況を評価します。

したがって、基準3、基準5及び選択的評価事項Aにおいて評価の対象となる「研究活動」は重複することもあり得ます。

Q88 例えば、地域貢献のための研究活動を行うことを短期大学の目的としている場合で、当該研究活動について地域からは高く評価されているが、科学研究費補助金の採択件数が少ないなど研究活動の成果の質を示す実績から見て評価が低い場合には、達成状況が低いと判断されることになるのか。

A 選択的評価事項における評価は、あくまでも短期大学の有している目的に照らして評価を行いますので、研究活動の成果の質を示す実績から見た評価が必ずしも高くない場合であっても、直ちに

目的の達成状況が不十分であるとの判断に結び付くわけではありません。

また、地域貢献のための研究活動を行うことを目的としている短期大学が、それに関して関係組織・団体等から高い評価を受けているのであれば、当該目的に照らして、達成状況が高く評価されることも十分に考えられます。

IV 自己評価実施要項について

自己評価全般について

Q89 評価の申請を行った短期大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受けませんが、自己評価書作成に当たって御質問等がある場合には、機構までお問い合わせください。

Q90 短期大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠となる資料・データ等に基づいて自由記述式に自己評価を行うことになるのか。

A 基準ごとの自己評価は、短期大学評価基準に示された1～11の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行うこととしています。そのうちの「観点ごとの分析」では、観点ごとに、「観点到る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述することとしており、「観点到る状況」において、根拠となる資料・データ等を示しつつ、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述することとしています。この際、次に掲げるような記述の例ではなく、当該取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。

（記述が具体的ではない例）

- ・評価結果を改善に活かしている。→改善の内容、改善後の実績と成果が不明
- ・活発に活動している。→活動の内容、活動の実績が不明
- ・高く評価されている。→評価の内容、評価の事実が不明

なお、自己評価書のイメージは「自己評価実施要項」（16、17ページ）に掲載していますので、御参照ください。（自己評価や資料・データ等の作成方法については、Q108を御参照ください。）

目的の記載について

Q91 「短期大学の目的」について、短期大学の理念等の抽象的な内容のみで、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。

A 「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとする基本的な成果等を何らかの形で定めている場合には、本評価において「短期大学の目的」として記載することができますが、それらに該当するものがない場合には、機構における評価が困難であると考えられます。

なお、自己評価は、短期大学の目的を踏まえて行っていただくことから、「目的」が明文化されていない場合は、短期大学における自己評価も全体的に困難であるとともに、機構における評価では、基準1「短期大学の目的」を満たしていないという評価結果になる可能性もあります。

（詳細については、Q92を御参照ください。）

Q92 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

A 機構の認証評価において、短期大学の目的自体が基準1「短期大学の目的」での評価対象となっています。

基準1「短期大学の目的」では、

1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1-2 目的が，短期大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていることが定められており，まず，短期大学の目的に係る現在の状況が，この要件を満たしているかどうかを評価します。

すなわち，基準1「短期大学の目的」において，短期大学の目的の明確性等について評価しますので，目的の内容が不明確であると短期大学機関別認証評価委員会が判断した場合は，自己評価書の再提出を求めるのではなく，その旨を評価結果として公表することとなります。

Q93 目的が，どの基準に対応しているのかを，「Ⅱ 目的」の頁に括弧書き等で明記する必要があるのか。

A 「Ⅱ 目的」において，基準との関連を示すことは必ずしも必要ではありません。ただし，機構における評価では短期大学の目的を踏まえて評価を行いますので，基準ごとの自己評価の際に，目的との関連を踏まえて記述していただくことが必要になります。

Q94 目的は，どのくらい具体的に記述すればよいのか。

A 機構の評価は各短期大学の目的を踏まえて実施することから，機構の評価担当者は第三者の視点で，「目的」に記載されていることを通じて短期大学の全体的な意図を理解しますので，そのことに留意の上，具体的に記載していただくことが求められます。また，自己評価書に記載された目的は，原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので，字数制限の範囲で記載してください。

なお，短期大学の目的には，学則等に定めている学科又はその専攻等（専攻科課程を有する短期大学においては専攻科又はその専攻）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が含まれます。

観点ごとの分析について

Q95 「基本的な観点」については，必ず全て分析しなければならないのか。

A 「基本的な観点」は，基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素ですので，原則として全ての「基本的な観点」を分析してください。

ただし，基本的な観点において「・・・の場合」といった条件が付されているものについて，この条件に該当しない場合には分析を行う必要はありません。例えば，基準2「教育研究組織（実施体制）」において，専攻科，別科を有していない短期大学は，基本的な観点2-1-③における分析を行う必要はありません。

また，各短期大学が有する教育研究活動の目的に応じて，基本的な観点以外に「独自の観点」を

設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

なお、基準1～11以外に、独自の基準を設定することはできません。

Q96 二つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいか。また、一つの観点を二つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいか）

A 観点ごとの分析は、結合せずに観点の番号ごとに行ってください。また、一つの観点を二つ以上に分けての記述は行わないでください。なお、短期大学の目的に照らして、機構が示した基本的な観点では十分に分析できない場合には、「独自の観点」を設定し分析を行ってください。記述例を「自己評価実施要項」（11～14 ページ）に掲載していますので、参考にしてください。

Q97 「一部に『問題がある』と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません」と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はあるのか。

A 基準を満たしていないという判断に直結する基本的な観点は、各短期大学の目的に応じて異なるものと考えますので、機構からあらかじめ示すことはできません。ただし、目的の達成のために短期大学一般として必要不可欠と考えられる内容が欠落していると判断された場合には、基準を満たしていないとの判断になる可能性がありますので留意してください。

なお、認証評価の制度上、短期大学評価基準は短期大学を設置するのに必要な最低の基準である短期大学設置基準を満たしていることが要件とされていますので、設置基準を満たしていないことが明確である場合には、短期大学として満たすことが必要と考える内容を満たしていないと判断されるため、評価基準も満たしていないという判断になることがあります。

Q98 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、全部提出するのか。

A 「自己評価実施要項」の別紙2（21～44 ページ）に挙げている資料・データ等は、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはあくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありませんので、各短期大学の目的に応じて、各観点の状況を明確に示すことができるよう、適宜、参考にしてください。

また、各短期大学の目的や状況に応じて、別紙2に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いてください。なお、資料・データ等は、観点の状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。

Q99 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到に係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。

A 具体的な目標や計画については、「Ⅱ 目的」において記載していただきますが、「Ⅱ 目的」のページの記載だけでは不十分と判断されるような場合には、「観点到に係る状況」に関連付けて記載していただいても構いません。いずれの場合も、字数制限に留意し、短期大学の判断により記載

してください。

短期大学評価基準において、基準を満たしているかどうかの判断は、機構における「観点ごとの分析」の結果等を、短期大学の目的に照らして、総合的に勘案して判断するものであり、基準についての達成状況を判断するものではありません。そのため、数値目標が達成されていないからといって、それが直ちに基準を満たしているかどうかの判断に結び付くことはありません。

Q100 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求めるのか。

A 機構での基本的な観点の状況の分析の際、一部の基本的な観点が分析されていない場合や根拠となる資料・データ等が著しく不足している場合には、追加提出を求めることが考えられます。提出期限や提出の内容等については、個別に該当の短期大学と協議の上、決定することとなります。

Q101 短期大学が、学科等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で短期大学全体の分析に結び付けるのか。また、学科等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、若しくは、短期大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。

A 学科等ごとの分析を、短期大学全体の分析に結び付ける方法については、短期大学の「目的」によって、また観点の性格・内容によっても異なることが想定されますので、機構から指示は行いませんが、定量的な分析、定性的な分析等様々な方法が考えられます。

なお、自己評価書への記述は、短期大学全体としての状況の分析が必要ですが、学科等ごとの状況を示す必要があると短期大学が判断した場合には、字数制限に留意の上、学科等ごとの状況に関する記述や資料・データ等を示していただくこととなります。

Q102 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。

A 観点ごとの分析に当たって、短期大学全体としての状況の分析を行うために、観点の性格・内容により、また、短期大学の掲げる目的により、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要と判断される場合には、それらの分析を踏まえて行っていただきます。しかし、個々の教員が、どのような取組を行っているかといった細かい記述までは、必ずしも必要ではないと考えています。

Q103 観点到る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 各短期大学の状況や、事項の内容等によりますので、一概に何年間の状況ということはいえませんが、概ね過去5年間の状況を示していただくと、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られるものと考えられます。活動や取組の内容によっては、過去5年間よりも更に遡る必要が生じる場合や、5年間より短い状況分析で十分な場合も考えられますので、自己評価の分析の対象期間は、短期大学の判断によるものと考えていますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することとなります。

また、本評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

なお、2度目（次周期）の認証評価を行う際には、認証評価の実施結果を踏まえて、自己評価が行われるものと想定されます。

Q104 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、若しくは一文にまとめて記述するのか。

A 「分析結果」については、統一した用語の使用は特に指定いたしませんので、短期大学の判断により、各観点にふさわしい表現を用いて分かりやすく明確に記述してください。また、「分析結果」を導いた「その根拠理由」については、「観点到に係る状況」に記載した取組や内容等の客観的事実を摘示しつつ記述してください。なお、「分析結果」と「その根拠理由」については、それぞれが分かりやすく明確であれば、どのように記述していただいても構いません。

Q105 「観点的性格・内容により、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別（短期大学士課程・専攻科課程）に分析が必要な場合と同様に、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。

また、短期大学の判断で、学科ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到に係る状況の分析が不十分」であるということになり、不足分として学科ごと等の分析を求められることはあるのか。

A 学科ごと等の分析を踏まえる場合、必ずしも学科ごと等で「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はありません。「分析を踏まえる」とは、短期大学全体としての分析を行うにあたり、当該観点到に係る学科ごと等に異なる状況があり、総合的な記述だけではそれらの差異を示すことができない場合や、特記すべき学科等がある場合等に、そのことを「観点到に係る状況」に短期大学全体としての状況と合わせて記述することを意味します。また、自己評価書には、学科ごと等の分析は記述しないが、資料・データ等のみを別添として示すことも考えられます。

学科ごと等の状況を明らかにする方法として、例えば、基準4「学生の受入」の観点4-3-①において、規模の大きい短期大学では、記述分量に制限があるため、「観点到に係る状況」に学科ごとに入学生員や入学者数等の資料・データ等を示し、学科の専攻その他募集する組織単位ごとの資料・データ等は別添として提出する方法等が考えられます。

なお、機構での分析の際に、短期大学の目的や状況を踏まえ、その観点到に係る学科ごと等の状況の分析を必要と判断した場合には、学科ごと等の状況の分析や、根拠となる資料・データ等の追加提出を求めることも考えられますが、学科ごと等の状況の分析の必要性は、各短期大学の目的や状況によって異なります。

Q106 学科等間の多様性や活動状況の差異について、短期大学全体としての自己評価はどのように行うのか、また機構はどのように評価するのか。

A 機構の定める短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動の質を保証するものであり、まず、各学科で必要最低限のことが行われているかを確認することになります。したがって、各学科の教育内容や研究活動に大きな違いがあったとしても、短期大学全体として必要最低限のことが行われ

ているかどうかという視点を重視して分析してください。その上で、それぞれの学科において特色ある取組が行われているのであれば、それを適宜記述してください。

Q107 基準5「教育内容及び方法」以外の基準において、課程別（短期大学士課程・専攻科課程）に分析が必要な観点とはどれか。

- A 機構の認証評価は、短期大学の目的に照らして評価を行いますので、短期大学の目的のほか、短期大学士課程・専攻科課程の目的によっては、課程別に分析が必要となる場合が考えられます。
- 例えば、短期大学士課程と専攻科課程の教育研究組織、学生の属性、教育の成果等の違いから、基準2、基準6、基準7などの観点が考えられます。
- （自己評価や資料・データ等の作成方法については、Q105を御参照ください。）

Q108 取組や活動によっては、根拠となる資料・データ等が不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを必要としているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。

- A 自己評価では、各観点に関する活動や取組がどのような状況にあるのかについて、その状況が確認できる根拠となる資料・データ等により分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データ等により確認・分析します。
- 根拠となる資料・データ等は、このような観点の状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。例えば、自己評価書において、観点の状況に関する分析結果に「優れた実施状況である」と記述されている場合には、機構の評価において、「なぜ、当該観点の状況を見て優れた実施状況であると分析できるのか」という視点で分析を行うこととなりますので、説得性のある資料・データ等を示す必要があります。
- なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該短期大学と協議の上決定することとなります。

Q109 自己評価を行った取組や活動全てが機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

- A 機構における評価では、基準ごとの評価を行う際、観点ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、観点に沿った内容であれば、全てを検討した上で分析を行い、最終的に基準の評価を行います。ただし、評価報告書における、「基準ごとの評価」では、基準を満たしているかどうかの判断となった根拠・理由を精選・整理し、「評価結果の根拠・理由」として記述するとともに、短期大学の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点」などとして記述します。
- したがって、自己評価を行った取組や活動全てについて、評価報告書において記述されるとは限りません。また、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあります。

選択的評価事項の自己評価について

Q110 選択的評価事項では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいのか。

A 選択的評価事項においては、短期大学評価基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その事項に係る各短期大学が有する目的の達成状況等について評価します。

当該事項に係る目的の達成状況は、選択的評価事項に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、判断することになります。その際の観点ごとの分析は、短期大学評価基準における観点ごとの分析と同様であり、目的との関連を踏まえて、自己評価提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を行うことになります。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」（6，7ページ）を御参照ください。

Q111 選択的評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。

A 自己評価において目的の達成状況は、各観点の「観点到る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を総合して判断してください。選択的評価事項における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由は、観点ごとの分析における記述自体がそれに該当しますので、自己評価書に記述する必要はありません。

Q112 選択的評価事項A「研究活動の状況」と選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」では、自己評価のプロセスに何か違いはあるのか。

A 選択的評価事項の自己評価のプロセスは、①「観点ごとの分析」、②「目的の達成状況の判断」、③「優れた点及び改善を要する点」、④「概要の記述」となっており、選択的評価事項AとBにおいて、違いはありません。

ただし、選択的評価事項A「研究活動の状況」の自己評価の際には、別紙様式「研究活動実績票」を作成し、根拠となる資料・データ等の一つとして用いつつ、自己評価を行っていただく必要があります。

自己評価の概要

Q113 自己評価書の「概要」には、当該短期大学評価基準及び選択的評価事項全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点到る状況を要約して記述すればよいのか。

A 自己評価書の「概要」は、短期大学評価基準及び選択的評価事項に係る自己評価の状況を分かりやすく社会に示すためのものであり、観点到る分析を総合したものを「概要」としてまとめていただき、それを短期大学側からの情報として評価報告書に原則として原文のまま転載します。

どのように整理するかは短期大学の判断で行っていただきますので、字数制限内であれば全ての観点到る状況を要約する方法でも構いませんが、社会に対して公表される文章であることに留意して作成してください。

Q114 自己評価書の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。

- A 自己評価の「概要」は、評価報告書に原則として原文のまま転載するものであり、資料・データ等の記載は想定しておりません。ただし、自己評価の状況を社会に分かりやすく示すことを目的としていることから、資料・データ等の記載が社会からの理解の促進のために必要と判断される場合には、機構に御相談いただき、協議の上で決定することとします。

現況

Q115 「現況」の学生数及び教員数は学科・専攻科ごとに記述するのか。

- A 「I 短期大学の現況及び特徴」は、字数制限もありますので、全学科合計の学生数、全専攻科合計の学生数、短期大学全体での教員数の記述で構いません。もちろん、各短期大学の目的に照らし、より詳細なデータが必要と判断される場合には、短期大学の判断により学科ごと等、詳細に記述していただいても構いません。

なお、詳細な学生数及び教員数は、観点ごとの分析にあたり、根拠となる資料・データ等として別紙様式「短期大学現況票」を提出していただきますので、「現況」に詳細な学生数の記述がなくとも観点ごとの分析には影響がないと考えられます。また、「I 短期大学の現況及び特徴」は、社会に分かりやすく紹介するための頁ですので、各短期大学でその趣旨を踏まえた内容を判断の上、記述してください。

様式等

Q116 基準ごとの字数の制限目安（5,000字以内）を踏まえつつ、全体で55,000字以内（字数制限）で調整して記述とあるが、各短期大学の規模や事情に応じて字数制限を超えることはできないのか。

- A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、全体での字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えます。

なお、制限字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを図っていく予定です。

自己評価の根拠となる資料・データ等

Q117 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

- A 根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としての添付をお願いしていますが、位置・方法については短期大学で判断し、分かりやすく添付してください。

なお、自己評価書には、観点ごとの状況を分析するための根拠として必要な資料・データ等を記

載・添付していただくこととなりますが、最小限必要と思われる以上の資料・データ等が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料・データ等は大量になりすぎることのないよう御協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料・データ等が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。）

また、自己評価書（別添として提出された資料・データ等を除く。）は、機構の評価報告書とともに、機構のウェブサイトに掲載しますので、特に不開示情報や著作物等について留意が必要です。

Q118 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載（別添とする資料・データ等を含む。）にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、短期大学が判断してよいか。

A 自己評価書の作成に当たって、必要と判断される基本的な根拠となる資料・データ等は必要最小限の範囲で記載していただくこととなりますが、その判断は短期大学で行ってください。

なお、冊子等分量が多いもの（学科・専攻科の自己点検評価報告書等）や、外部に持ち出すことが困難なもの（教員の評価等に係る個人情報や不開示情報等）など、自己評価書への記載・添付が不適切である資料・データ等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載（別添とする資料・データ等を含む）し、全ての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう御準備いただくことで提出に代えても構いません。（この場合は、訪問調査時に準備する旨を記述してください。）

Q119 自己評価書の電子媒体を提出する際、自己評価書の本文に掲載・添付した根拠となる資料・データ等のほか、別添として提出した資料・データ等も全て提出することになるのか。

A 自己評価書の電子媒体の提出は、自己評価書（本文に掲載した根拠となる資料・データ等を含む。）とし、別添として提出する資料・データ等の電子媒体は必要ありません。

なお、紙媒体で提出する自己評価書の本文に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだり、はみ出すことのないように、A4サイズの様式内に収めてください。

Q120 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。

A 同じ根拠資料を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。また、根拠資料を別添にする際にも、どの部分が根拠となるのかが分かるように自己評価書に明記してください。

Q121 別紙3「短期大学現況票について」により作成する別紙様式について、短期大学の規模によって枚数が多くなるが、基準ごとに分割して作成してよいか。

A 「短期大学現況票」様式ファイルは、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp>)にMS-Excel版により、①全体一括シート版、②基準分割シート版、の2種類を用意していますので、短期大学の規模に応じて基準ごとに分割して作成することを可能としています。

また、機構のウェブサイトには、短期大学現況票の作成要領及び作成例も掲載しています。

Q122 別紙様式①一乙【研究成果一覧】において、教員一人につき過去5年以内における3点以内の研究成果を記載することになっているが、「過去5年以内」とはどのように扱うべきか。

A 平成22年度実施分における「過去5年以内」とは、基本的には、平成17年度から平成22年度の自己評価書提出日までの期間としていただければ結構です。
なお、当該様式に記載する研究成果は、既に公表されているものである必要があります。

Q123 別紙様式①一乙【研究成果一覧】において、専門分野は、科研費の細目番号表の「分科」から一つ選択するように明記されているが、専門分野が横断的にまたがっている場合は、二つ記入してもよいか。

A 専門分野が横断的にまたがっている場合は、「分科」を二つ記入していただいても結構です。

Q124 自己評価の根拠となる資料・データ等例の「複数の学科・専攻科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」や「短期大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が把握できる資料」とは、具体的にどのようなものであるのか。

A 「複数の学科・専攻科等ごとの研究活動実績票を横断的に分析して得られる資料」とは、研究活動実績票のみから得られる資料・データ等であり、「短期大学全体での研究活動の実施状況／研究の質／研究成果の社会・経済・文化的な貢献が把握できる資料」とは、研究活動実績票以外に短期大学が独自に持っている資料・データ等を意味しています。それぞれに関して具体的には、学科等ごとの数値を全学的に整理した一覧表や、学科・専攻科等を横断して実施されている学内プロジェクト研究や産学連携等の施策の実施状況を示す資料・データ等が考えられます。

V 評価実施手引書について

Q125 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、機構が評価結果を対象短期大学へ通知する段階までに、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、「判断保留」の観点についても判断をし、評価を行います。したがって、最終的な基準の判断には、「判断保留」ではなく、「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の判断を行います。

Q126 短期大学の目的に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」及び「改善を要する点」として抽出するほか、どのような視点から「更なる向上が期待される点」として抽出するのか。

A 機構の認証評価の目的は、短期大学の教育研究活動等の改善に役立てることとしています。そのため、基準ごとに、観点ごとの分析・判断から、短期大学の目的に照らして、優れた達成状況に向けた取組であり、ある程度の成果が上がっていると判断される場合に「更なる向上が期待される点」として抽出します。

Q127 評価結果（案）の通知（1月）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度であるが、期間が短いのではないか。

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果（案）の通知から意見の申立ての手続きまでの期間は1ヶ月程度となっていますが、訪問調査前までに通知する書面調査結果に事実誤認等があれば申し出ていただく機会を設けています。さらには、訪問調査の際にも意見交換の機会を設け、事実誤認等がないかの相互確認や、対象短期大学との共通理解に努めており、これまでの経験及び評価を実施した短期大学関係者の意見からも問題はないと考えています。

VI 訪問調査実施要項について

Q128 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、短期大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。

A 訪問調査スケジュール例は、あくまでも一般的な例示であり、実際の訪問調査のスケジュール等は、予定する調査が十分に実施できるよう、各短期大学の規模や状況に応じて、短期大学ごとに設定します。短期大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が5～6名程度に機構教職員が若干名、日数は2日間程度、回数は1回を予定しています。

Q129 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は対象短期大学の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等を含め訪問調査スケジュールについては、訪問調査の4週間前までに決定し、対象短期大学へ通知します。

Q130 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。

A 卒業（修了）生に対するアンケートについては、観点 6-1-⑤における根拠となる資料・データ等として想定していますが、実際に卒業（修了）生から直接御意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては卒業（修了）生との面談を行います。

Q131 訪問調査における、卒業（修了）生等の面談対象者の旅費は、短期大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費等必要な経費は、評価手数料に含まれていませんので、機構では負担いたしません。

Q132 複数キャンパスを持つ短期大学は、全てのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。

A 学生の教育が行われているキャンパスに関しては、原則として訪問することを予定しています。ただし、書面調査等を踏まえて、特に訪問調査を行う必要がないと判断された場合や、附属施設等のみの場合は訪問しません。

VII その他

その他

Q133 日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査と機構における評価が重複することはないのか。

A 認証評価は、学校教育法に基づき、短期大学の教育研究等の総合的状况に関して、7年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられたものです。

一方、JABEEの認定審査では、高等教育機関の自由意思に基づき、学科・専攻等を単位として、技術者教育プログラムの認定及びその教育レベルの確保と向上を主な目的として実施されており、JABEEの審査と機構の評価が重複することはありません。

なお、各短期大学においては、これらの評価等に共通して活用できる根拠となる資料・データ等が数多く存在しており、各短期大学等がこれらの資料を蓄積し、積極的に相互利用することが期待されます。

Q134 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。

A 機構の認証評価において、透明性の高い開かれた評価を目的としており、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた短期大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしています。

機構では、認証評価を開始した平成17年度以降、評価終了後に評価対象校及び評価担当者へのアンケート調査を実施し、その結果等をもとに、評価の有効性、適切性について検証を行っています。また、これらの検証結果を踏まえ、平成19年度において、短期大学機関別認証評価委員会での検討及び短期大学関係団体等から意見（パブリック・コメント）を経て、短期大学評価基準を改訂し、平成21年度実施分以降から適用しています。

なお、各年度に実施した認証評価に関する検証の内容及び結果は、「検証結果報告書」としてウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）で公開しています。